

令和 年 月 日

保護者様

夜久野学園
校長 今村 はづき

出席停止について

お子様の病気は、学校保健安全法第19条に基づく下記の基準によって、他の児童生徒にうつるおそれのある間は、登校できないことになっています。登校するときには、下記の登校届（受診医療機関名・受診月日等を保護者様にご記入ください）を学校に提出してから登校してください。なお、この期間は学校では、欠席の取り扱いにはなりません。

記

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

.....きりりとせんと.....

登校届

年 氏名

病名（ ）受診医療機関名（ ）

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので 月 日から登校させます。

令和 年 月 日 保護者名

感染症罹患時の登校停止ならびに再登校可能のめやす

■登校停止が必要な感染症と登校停止の基準

分類	病名	登校停止期間のめやす
第一種	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ＊	発熱して5日を経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳＊	特有な咳が消える、または5日間の抗菌薬による治療終了まで
	麻疹＊	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎＊	耳下腺、顎下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になったと医師が判断するまで
	風しん＊	発疹が消失するまで
	水痘＊	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱＊	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	＊の病気については、病状により医師が感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない	
	新型コロナウイルス感染症	発症して5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで

■条件によっては登校停止の措置が必要と考えられる感染症

分類	病名	再登校のめやす
第三種 その他	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て、全身状態が良好となったとき
	ウィルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき
	手足口病、ヘルパンギーナ	解熱し、全身状態が安定していれば、登校停止の意義は少ないので登校可能である
	伝染性紅斑	発疹期には感染力がほとんど消失しているため、発疹のみで全身状態が良好なら登校は可能
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善して全身状態が良好なら登校は可能
	流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	症状のある間が主なウィルス排泄期間なので、下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好なら登校は可能
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が治まり、全身状態が良好なら登校は可能
	急性細気管支炎、(RS ウィルス感染症)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登校は可能
	EB ウィルス感染症、サイトメガロウィルス感染症	解熱し全身状態が良好であれば登校は可能
	単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、普通に食事がとれれば登校は可能
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化すれば(かさぶたになれば)登校は可能
	突発性発しん	解熱して全身状態が良好なら登校は可能